



松浦地域(松浦市・福島町・鷹島町)

第8号

2005.7.1発行

# 合併協議会だより

編集：発行 松浦地域合併協議会事務局 松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）  
TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表） FAX 0956-72-4771  
ホームページ [http://www16.ocn.ne.jp/~m\\_gappei/](http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/) E-mail [matsugappei@wine.ocn.ne.jp](mailto:matsugappei@wine.ocn.ne.jp)



松浦市役所



福島町役場



鷹島町役場

県議会の議決を経て、県知事から総務大臣へ廃置分合（合併）の届出が行なわれていた、当地域の合併については、平成17年5月16日付けの官報“総務省告示 第575号”をもってその告示がなされ、合併に係る法的な事務手続きは、すべて完了いたしました。

6月1日から、それぞれの庁舎前に合併に係る啓発用の懸垂幕を掲げています。



# 第十三回協議会の 主な内容

平成十七年六月六日  
松浦シティホテル

## 報告事項

### 【報告第一号】

#### ●廃置分合の決定について

官報告示によりまして、当地域の合併については、その効力が正式なものとなったため、合併調印から今日までの主な手続きについて、報告がなされました。

## 認定事項

### 【認定第一号】

#### ●平成十六年度松浦地域合併協議会歳入歳出決算について

平成十六年度松浦地域合併協議会の決算について、監査委員の意見を付して協議会の認定に付され、原案どおり認定されました。(別表 二のとおり)

## 議決事項

### 【議決第一号】

#### ●平成十七年度松浦地域合併協議会会計補正予算(第一号)について

歳入歳出予算総額は、二

〇二千円を追加し、一六・七〇四千円となりました。(内訳は次のとおり)

### 【歳入】

・十六年度決算に係る繰越金 八・二九三千円

各町負担金

△八・〇九一千円

### 【歳出】

・防災行政無線局の新市への承継申請委託料 二〇二千円

## 事務処理の統一等・・・合併に係る準備作業を進めています。

来年一月一日の合併まで残り半年となりましたが、新しい市を迎えるには現在各市や町で行われている事務処理の違いを統一するなどの準備作業が必要で、

現在二十の部会とあわせ、五十六の事務調整班により、合併協定書に取りまとめられた協定項目の決定事項に基づいて、次のような作業が進められています。

- ・「行政事務処理の方法、手順の調整
- ・条例、規則等の整備
- ・協定項目に掲げる各種調整など

各部会で調整した内容で、合併までに調整する。と協議会において確認された事項については、その調整の結果を合併協議会で報告することとなっております。

### 第十三回

の合併協議会で、その調整結果の報告があつたのは次のとおりです。



### 【調整結果報告第一号】(協定項目十号)

#### ●地方税の取扱いに関すること

固定資産税の税率については、半島振興法の適用がある地域や離島振興法及び過疎法の適用がある地域については、一定期間その税率が軽減されたり、課税免除となる制度があります。

以上のようなことから

- ▼半島振興法に基づく不均一課税は、現行の松浦市の例によることとなりました。

(後段に詳細を記載)

また、合併後新たに製造事業用設備等の新設又は増設があり、過疎法及び離島振興法に基づき減収補填による交付税措置が適用される場合は、課税免除としました。

\* 過疎法適用地域(福島町及び鷹島町が該当)

\* 離島振興法適用地域(松浦市の一部及び鷹島町が該当)

福島町の工場設置奨励に関する条例に基づき誘致された企業については、平成二十年度を限度として、課税を免除することとなりました。

\* 半島振興法(松浦市及び福島町が該当)

製造事業用設備を新設又は増設した者で、租税特別措置法の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する不均一課税の税率。

初年度	0.14	100
第二年度	0.35	100
第三年度	0.7	100
標準税率	1.4	100

▼市町村民税及び固定資産税の災害被害者に対する減免(広域災害に対する

減免)や、その他特殊な事業がある者の減免については、福島町・鷹島町においてほぼ同様の災害減免条例が定めてあることから福島町の例によることとなりました。

### 【調整結果報告第二号】(協定項目二十四号)

#### ●広報、広聴関係の取扱いに関すること

広報紙は、それぞれの自治体で既に発行されていますが、発効日等に相違があったため次のとおり調整を行いました。

▼広報紙は原則として、毎月一回、一日を発行日としました。

議会だよりについては、年四回の発行としました。

### 【調整結果報告第三号】(協定項目二十八号)

#### ●納税関係の取扱いに関すること

▼納期前納付報奨金については、福島町において実施されておりましたが、十六年度をもって廃止され、関係自治体すべてにおいてその報奨金制度がなくなったことから、新市においても廃

# 松浦市内現地視察

第13回の協議会終了後、松浦市内の主な公共施設を視察しました。

## 視察風景



不老山総合公園



海のふるさと館



笛吹ダム

### ご質問・ご意見については!?

合併に関するご意見・ご質問がありましたら合併協議会事務局までお尋ね下さい。

#### 松浦地域合併協議会事務局

松浦市志佐町里免365番地 (松浦市役所 2階)  
TEL 0956-72-1111 (松浦市役所代表)  
FAX 0956-72-4771  
ホームページ <http://www16.ocn.ne.jp/~m.gappei/>  
Eメール [matsugappei@wine.ocn.ne.jp](mailto:matsugappei@wine.ocn.ne.jp)

### ～お知らせ～

#### 第14回合併協議会

日時 平成17年7月20日(水)

午前10時から

場所 松浦市交流基盤施設

海のふるさと館 研修室  
(松浦市志佐町在野免226-30)

協議会は、一般の方も傍聴できます。  
お気軽にお出かけください。日時、会場は都合により変更する場合があります。詳しくは合併協議会事務局まで